

とさ禁煙サポーター養成事業実施要綱

1 目的

喫煙をやめたい人がやめることができる環境づくりを推進するため、喫煙に関する正しい知識と理解を持ち、喫煙者に対して禁煙のきっかけづくりや情報提供等、専門的な知識に基づく助言・支援を行うサポーターを養成する。

2 実施主体

高知県

3 事業内容及び対象者

(1) とさ禁煙サポーター養成講座

この講座を受講した者を「とさ禁煙サポーター」と称する。

ア 対象者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士等医療に関する資格の保有者とする。

なお、とさ禁煙サポーターは、喫煙に関する正しい知識と理解を持ち、喫煙者に対して禁煙のきっかけづくりや情報提供等、専門的な知識に基づく助言・支援を行うとともに、喫煙に関する研修に参加するなど、資質の向上に努める。

イ 研修時間・内容等

研修時間は概ね 90 分程度とし、次のような事項を内容とする。

(研修内容例)

- ・喫煙の健康影響や禁煙の効果
- ・禁煙支援の取り組み方
- ・禁煙の効果的な声かけ

ウ その他

(ア) とさ禁煙サポーター養成講座を受講した者を、とさ禁煙サポーター名簿に登録する。(氏名、勤務先、職種、メールアドレス)

(イ) 初回の講座受講者に対して、とさ禁煙サポーターの証となるバッジを交付する。

(ウ) 県ホームページへの掲載について同意を得たとき禁煙サポーターの氏名と勤務先を、県ホームページに公表する。

(2) とさ禁煙サポーターフォローアップ研修会

ア 対象者

とさ禁煙サポーター

イ 研修時間・内容等

研修時間は概ね 90 分程度とし、内容は必要に応じて決定する。

4 その他

(1) 活動意向については、年に 1 回程度電子申請システム等により確認を行う。

(2) 電子メールが 1 年以上不達の状態にあるときや、サポーターから辞退の申し出があった場合はとさ禁煙サポーター名簿から削除する。

(3) サポーターは、勤務先等に変更が生じた場合は県保健政策課に連絡する。

附 則

この要綱は令和6年4月11日から施行する。